

(別記 14)

砂糖の仕向先変更促進対策事業

第1 目的

畑作産地においては、かんしょや加工用ばれいしょ、豆類等の需要が高まっている一方、てん菜等から生産される砂糖の消費量は20年間で50万トン程度減少するなど、需要と供給のミスマッチへの対応が喫緊の課題となっている。

このため、令和4年度から加工食品の原料原産地表示が義務化されるとともに、原材料等の調達コストが増大していることを踏まえ、国内製造の砂糖（輸入原料由来のものを含む。）の優位性を十分に活かすことができるよう、国内製造の砂糖について、需要のある加糖調製品へと仕向先を変更する取組に対して支援する。

第2 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度とする。

第3 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、独立行政法人農畜産業振興機構とする。

2 事業実施者

事業実施者は、てん菜糖企業とし、これに連携する事業者として、精製糖企業及び実需者を位置づけることとする。

なお、てん菜糖企業が直接砂糖を供給する場合には、これに連携する事業者として、実需者を位置づけることとする。

第4 事業の内容

国は、予算の範囲内において、事業実施主体が次に掲げる事業を実施する場合には、当該事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対し補助する。

事業実施主体は、事業実施者が本事業を実施するために要する経費について、別表5に掲げる補助対象経費及び補助率により、補助するものとする。

1 販売促進対策

事業実施主体は、実需者に対して加糖調製品から国内産糖又は国内製造の砂糖への置換えを促す取組を行った事業実施者に対し、当該置換えに要した経費を補助する。

2 在庫保管対策

事業実施主体は、精製糖企業が本事業を通じててん菜糖企業からてん菜原料糖を購入した際に行った保管に要した経費を補助する。

3 溶糖促進対策

事業実施主体は、精製糖企業がてん菜糖企業からてん菜原料糖を購入し、従来のてん菜糖の混糖割合を超えて行った溶糖に要した経費を補助する。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

事業実施主体及び事業実施者は、農産局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、別記様式第1号による事業実施計画を提出しなければならない。事業実施計画の変更（交付等要綱別表2の重要な変更の欄に掲げる変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付等要綱第14第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 補助金の交付申請

事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第10号により補助金交付申請書を事業実施主体に提出するものとする。

3 補助金の概算払

事業実施者は、補助金の概算払請求をしようとするときは、別記様式第11号により補助金概算払請求書を事業実施主体に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施者は、事業実施主体に対し、当該年度に実施した事業の実績について、別記様式第12号に、別記様式第1号別添で定められている実績報告書、第4の1に係る置替えが確認できる資料、第4の2及び3について要した経費が確認できる資料をそれぞれ添付して、事業完了後速やかに報告するものとする。実績報告書に添付する書類に疑義がある場合、事業実施主体は、都度、農産局長と協議する。

5 関係書類の保存

事業実施主体及び事業実施者は、1から4までに係る書類について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第29の規定に基づき、事業終了後速やかに、別記様式第5号により、事業実施計画（別記様式第1号別添）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、農産局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第7 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、事業実施者に対し必要な指導を行うものとする。

第8 不正行為等に対する措置

事業実施主体は、事業実施者が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施者に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、事業実施主体は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、農産局長に報告するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業に係る事務取扱については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長が別に定める。